

まなびと



もくじ

次期学習指導要領実施に向けた社会科学習指導のあり方	小林宏己	2
「社会的な見方・考え方」を深める授業づくり	伏木久始	6
次期学習指導要領における教材と指導の着眼点 -第5学年について-	廣嶋憲一郎	10
移行措置期間中の教科書・教師用指導書の扱いにつきまして	編集局	15

次期学習指導要領実施に向けた社会科学学習指導のあり方

早稲田大学 こばやしひろみ
小林宏己

はじめに

2018（平成30）年4月、いよいよ次期学習指導要領実施に向けた動きが本格始動する。新しい社会科の学習指導はどうあるべきか。ここでは、改訂の趣旨をふまえつつ、これからの小学校社会科授業づくりの要点と課題について述べていく。

1 社会科教科目標の構成

社会科の教科目標は、次の通り前文と三つの事項から構成されている。その後の各学年の目標も同様の形式に従って表されている。

「第1 目標

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。
- (3) 社会的事象について、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての

自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。」

前文は、三つの内容から構成され、それぞれが新しい社会科学学習指導を進めるための重点事項と捉えることができる。

- ・社会的な見方・考え方を働かせる
 - ・課題を追究したり解決したりする活動を通して
 - ・グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成する
- また、(1)(2)(3)の事項は、「総則」に示された育成すべき資質・能力の「三つの柱」〔(1)知識及び技能が習得されるようにすること、(2)思考力、判断力、表現力等を育成すること、(3)学びに向かう力、人間性等を涵養すること〕に即して整理されたものである。

2 社会科が求める子ども像・人間像と価値の追究

「平和で民主的な国家及び社会の形成者」は、社会科における不易の教科目標である。今次の改訂で、「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して」と「グローバル化する国際社会に主体的に生きる」という表現が前置きされる形となった。前者は「どう学ぶか」ということ、後者は「どう生きるか」ということを、それぞれ私たちに問いかけている。

情報化とグローバル化が進む今日、世界は金融・経済をベースに、近代国民国家の枠組みを超えて急速に一体化しつつある。さらに、「テロ」「核」「環境破壊」が地球的規模で拡散・拡大し、「格差」

は国内外で拡大化し、新たに「排他的な保守主義」が台頭しつつある。グローバル化はこうした負の連鎖も一体化させながら世界を覆っていく。

そうした時代状況だからこそ、社会科は「平和」「民主」はもとより、「人権」「環境」「多文化共生」を不易の価値として位置付け、「持続可能な質的成長（醸成）」に向けた生きかたを追究する教科として在り続けなければならない。

今次の学習指導要領が充実を求める「主権者教育」や「防災教育」等についても、持続可能性や共存・共生の実現に向けて主体的に社会に参画していく人間の生きかた、子どもの学ぶ姿を想定して、具体的な教材化を図る必要がある。

3 社会的な見方・考え方を働かせる

社会的な見方・考え方とは、「社会的事象を、位置や空間的な広がり、時期や時間の経過、事象や人々の相互関係に着目して捉え、比較・分類したり総合したり、地域の人々や国民生活と関連付けたりすること」（中教審答申2016年12月21日）

とされる。いわば空間、時間、相互関係の三つの見方・考え方を駆使して、社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたりすることが求められている。

その際に、これら三つの見方・考え方はあくまで相互補完的に用いることが重要である。それを個別に「ものさし」の社会的事象にあてはめたり、機械的に考察に用いたりしないように注意したい。そうした方法は総合的に学んでいく小学校社会科の趣旨に反することになり、地理や歴史といった分化の道をたどることになりかねないからである。

例えば、第5学年「自然災害の防止」について、「地震は日本列島において繰り返し発生している」という認識を生み出す学びを想定してみよう。この場合、日本列島のどんなところで発生しているかという位置や分布を地図上で確かめるだけでなく、「災害年表」を用いていつ発生したか、さらにいつといつかという発生の時期や回数、間隔な

どについても調べる必要がある。当然年表の時間軸は数十年単位では足りずに、数百年以上の長さが必要となる。さらには「この百年間に発生した地震の回数を他の国の場合と比べてみよう」、「他にどのような自然災害が発生しているのだろうか」と問いを広げたり、「こうして自然災害が繰り返し発生する国土にくらす私たちは、どのように備えていけばよいだろう」と深めたりしながら、問題を発展させていくことも可能である。

こうして地震・自然災害という社会的事象について学ぶとき、位置や空間的な広がり、時期や時間の経過、事象や人々の相互関係に着目するとともに、それらを相互補完的に捉え考えることは、いわば必然的な流れである。同時に、問いが連続する学びのストーリーとしての展開が生まれていくことにも着目したい。一方、三つの社会的な見方・考え方を個別に分断させて扱おうとする限り、決して深い学びの成立は望めないということに十分留意したい。

4 課題を追究したり解決したりする活動を通して—主体的、対話的で深い学びの成立を—

教科目標とともに、各学年の「目標」においても、「社会的事象の見方・考え方を働かせ、学習の問題を追究・解決する活動を通して」資質・能力を育成することが目指されている。いわゆる問題解決的な学習の充実が教科の目標に位置づけられたことになる。

また、「指導計画の作成と内容の取扱い」においても、次のような記載が見られる。

児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする／問題解決への見通しをもつ／社会的事象の見方・考え方を働かせ、事象の特色や意味などを考え概念などに関する知識を獲得する／学習の過程や成果を振り返り学んだことを活用する／学習の問題を追究・解決する活動の充実を図る

今次の改訂では、総則において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める際の指導上の配慮事項が記載された。それを受けて、各教科等においても連携して示されている。そこ

では教師が「どう教えるか」という授業の方法や技術のみではなく、子どもが「何を、どのように学ぶか」「何ができるようになるか、社会や人生に生かそうとするか」が問われている。教科等の本質的な学びに根ざした深い理解と資質・能力を身に付けて、生涯にわたって能動的に学び続けようとする意欲や人間性の涵養までがめざされている。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、授業の質はどう変わらねばならないか。

- ・子ども一人ひとりに課題が発見され、自らの切実な問題として自覚的に取り組む探究活動が生まれているか。(興味や意欲を喚起する教材・資料の開発)
- ・追究の見通しや振り返りの場が保障され、子ども自らが自他の学びの過程を省察する姿が現れているか。(問題解決過程の認知化)
- ・他者との出会いのなかに交わされる共感や葛藤を通じて深く学び合い、自己の考えを見直し鍛えていくような子どもの姿を見とめることはできるか。／学習問題が幾度となく子どもたち自身の間で問い直され、多様な解釈との切磋琢磨を経て、再びクラスの仲間に戻されていくような展開が生まれているか。(対話的で、相互啓発的な学習活動の充実)

いわば子どもの言葉で問題が表現され発展していくような授業こそ望ましい。その際は、一時間の授業で是非を問うよりも、単元全体を通した子どもたちの追究の息の長さとその質が問われよう。

5 各学年の主な学習内容と授業改善のポイント

① 中学年社会の独立と主権者教育の充実

「第3学年及び第4学年」として一括して扱われていた中学年が、第3学年では自分たちの市を中心とした地域、第4学年では自分たちの県を中心とした地域に分かれ、それぞれ空間的な視点に着目して見方・考え方を働かせて学ぶよう整理された。一方、主権者教育の充実を図るうえでも、法やきまり、政治の働きや行政の機能、社会の課

題などに関係する「地域の安全を守る働き」の学習は重要となるが、ともすると3年生には難解な内容となりやすい。例えば、グラフなど資料の扱いには慎重が必要で、絵図や写真、具体的な活動・体験を用いるなど、子どもの発達の相違をふまえた配慮が求められる。

② 概要の理解から始まる学習を柔軟に

社会科の導入に当たる3学年の内容(1)は、内容の取扱いで「自分たちの市に重点を置く」ことが明記され、「おおまかに理解すること」が求められた。しかし、これまでの学校の周りなど身近な地域の調べ(たんけん)活動に十分な時間をとり、生活科との接続を図りながら進める学習は困難になる。改訂の背景には、第3学年の内容(1)を空間的な視点から、内容(4)を時間的な視点から、それぞれ着目することを重視し、前者で地図を使った学習、後者では年表にまとめる学習の充実が意図されている。

他の学年においても、4学年で都道府県の様子について「地理的環境の概要」から、5学年では我が国の国土の位置や構成、領土の範囲などを「おおまかに」、地形や気象は「概要」を、それぞれ理解することから始まる。6学年も「日本国憲法の基本的な考え方」の理解からの開始である。

こうした概要の理解や全体を俯瞰して捉える学習から始まる単元展開は、具体事例に基づく学習活動と思考から導入することが子どもの学びの論理に相応しいという、これまで蓄積されてきた問題解決的な学習の実践的知見を踏まえたい。そのためにも、指導の実際にあたっては、子どもの学びに寄り添い、具体的事例を調べる活動を積極的に位置づけるよう、扱う順序など柔軟に捉えて工夫する必要がある。

そのうえで、3学年内容(1)の社会科学習の導入では、生活科との接続を図りつつ、可能な限り学区探検などの活動回数と時間は十分確保すべきである。同様に内容(4)についても、さらには例えば5学年の導入学習であっても、やはり子

どもの関心・意欲を喚起する具体的な活動がどこまで用意・工夫されるか。それとも教師の指導の都合を優先して、概念の理解や全体的な俯瞰で済ませてよとするか。どこまで子どもの側に立った問題解決的な学習を尊重しようとするのか。授業者一人ひとりの授業観が問われるところである。

③ 選択・判断し、多角的に考える

内容の取扱いにおいて、例えば3学年では「地域や自分自身の安全を守るために」、4学年では「節水や節電など」について、「自分でできることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること」とある。5学年では「消費者や生産者の立場などから多角的に考えて、これからの農業などの発展について、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること」など、「多角的に考えて、～について自分の考えをまとめること」とある。

これらは、いずれも思考力・判断力・表現力等に関する目標の捉え方につながる問題である。

第3・4学年の目標では、「社会的事象の特色や相互の関連、意味を考える力、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力、考えたことや選択・判断したことを表現する力を養う」とされている。第5・6学年になると、後段の一部が変化して、「～相互の関連、意味を多角的に考える力、～選択・判断したことを説明したり、それらを議論したりする力を養う」となる。

ここで「多角的に考える」と表現されるものが、中学校の教科目標にある「多面的・多角的に考察」するとどう異なるのか。

この点について、文科省は次のように説明している。「小・中学校の接続・発展を検討した結果、中学校社会科では従来通り『多面的・多角的に考察する』とし、小学校社会科では中学校社会科の趣旨を踏まえて『多角的に考える』としました。」多角的に考えるとは「複数の立場や意見を踏まえて考えること」であり、第5学年及び第6学年では生産者と消費者、情報の送り手と受け手など立

場を変えながら考えることに当たる。

ちなみに「多面的」は、「社会的事象を構成する要素や側面などが複数あることを表す言葉である」とされる。

いずれにしても、単元を通じて、理解したことをどう使うか、子どもが学ぶ過程で必然的に選択・判断したり、多角的に考えて自分の考えをまとめていったりする場面などをどう構想し、指導するかが今後の課題となる。特に第6学年では、政治への関わり方について多角的に考えて、自分の考えをまとめることができるように配慮することが重要となる。また、現在の自分たちの生活と過去の出来事とのかかわりを考えたり、過去の出来事を基に現在及び将来の発展を考えたりするなど、歴史を学ぶ意味を考えるようにすることも、小学校社会科学習を総括していく活動の一つとして大切に扱いたい。

④政治から歴史、世界へとつなぐ

6学年の内容は、「我が国の政治の働き」－「我が国の歴史上の主な事象」－「グローバル化する世界と日本の役割」の順になり、まず日本国憲法の基本的な考え方から学ぶことになった。

そこでは憲法と政治の働きが平和や人権など国民生活に果たす役割を現代社会に見られる具体的な問題事例から調べ、よりよい社会を求めて自分の考えをまとめたりする学習が展開できるように工夫が求められる。

そうした学びの必然として、理想の実現や残された課題が、時間を経てどのように過去から現在へと受け継がれ育まれてきたのかという問いが生まれる。歴史のなかで文化や伝統、人々の生活がどう営まれてきたのか。こうして「過去のできごとをもとに現在及び将来の発展を考えたりする」という歴史を学び意味に出会うことが可能となるのである。政治から始まる学習を、仕組みや用語を抽象的・羅列的に扱い、それらを覚えるだけの指導に終わらせないよう工夫と改善が求められる。

「社会的な見方・考え方」を深める授業づくり

信州大学 ふせぎひさし
伏木久始

1 次期学習指導要領における 小学校社会科の目標

平成29年3月に公表された次期学習指導要領の表記は、従来までのコンテンツ（教育内容）ベースからコンピテンシー（資質・能力）ベースに転換して記述され、育成すべき資質・能力を三つの側面から求めている。それらは、「何を理解しているか、何ができるか」という知識・技能の習得と、「理解していること・できることをどう使うか」という思考力・判断力・表現力の育成に加えて、「どのように社会・世界とかわかり、よりよい生き方に生かしていくか」という“学びに向かう力”・“人間性等の涵養”という「資質・能力の三つの柱」に対応させた目標として示されている。

その中で、小学校社会科の目標は、「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。」という前書きに続けて、「資質・能力の三つの柱」に対応した三つの目標として以下のように書かれている。（下線は筆者、以下同様）

- ①地域や我が国の国土の地理的環境，現代社会の仕組みや働き，地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに，様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- ②社会的事象の特色や相互の関連，意味を多

角的に考えたり，社会に見られる課題を把握して，その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力，考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。

③社会的事象について，よりよい社会を考えた主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに，多角的な思考や理解を通して，地域社会に対する誇りと愛情，地域社会の一員としての自覚，我が国の国土と歴史に対する愛情，我が国の将来を担う国民としての自覚，世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。

さらに、各学年における目標もすべての学年で同じ前書き文として、「社会的な見方・考え方を働かせ、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す」と記されている。つまり、社会的事象に対して、どのような見方・考え方を意識して学習指導していくかがあらためて問われている。

2 「社会的な見方・考え方」を 育むために

「社会的な見方や考え方」は、小・中・高等学校それぞれの社会科領域の「見方や考え方」を総称する呼称である。すなわち、「社会的な見方・考え方」を見たり考えたりする際の視点や方法であり、時間、空間、相互関係などの視点に着目して事実等に関する知識を習得し、それらを比較、関連付けなどして考察・構想し、特色や意味、理論などの概念等に関する知識を身に付けるために必要となるもの」（中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中

学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」平成28年12月21日）とされる。

そうした見方・考え方を育むためには、社会科の本質的な学習活動でもある問題解決的な学習において、社会的事象をどのような“問題”として位置づけ、その問題はどのような構造（関係性）からなると予想するのか、あるいはどのような因果関係が存在し、その問題の解決にはどのような方策が考えられるのかというような視点を鍛えることが必要になる。また、多様な視点からとらえた社会的事象に関わる個別的知識（事実）を分類したり、比較検討したり、関係づけたりする方法を学習活動の中で指導していく必要がある。

以上のような学習指導を実現するためには、教材研究と授業構想の段階で教師自身の社会的事象における見方・考え方の質が問われることになるのであり、教科書の限られた紙面だけでは表現しきれない社会的事象の背景や時間的・空間的な視点でとらえたい内容や、事象間に見いだされる相互関係などの理解を、授業づくりに取り組む教師が深めていく努力が期待される。多忙な日常においては教科書の字面を解説するタイプの授業に陥りがちではあるが、学習の主体である児童自らが問いをもち、その問いの追究に向けて学びを深めていく姿を見守っていくことが、社会科授業を指導する教師の醍醐味ではないだろうか。そのためには、教科書を上手に活用しつつ、社会的事象の見方・考え方を学習活動に埋め込んで演出できるよう、授業者の社会的な見方・考え方を常に磨き続けていく意識が必要である。以下、授業づくりにおいて社会的な見方・考え方を働かせるという

イメージを、事例を通して具体的に説明してみたい。

3 社会的な見方・考え方を働かせた授業づくりに向けて

「米づくりのさかんな地域」を5年生で学習する場合、米の収穫量が多い都道府県ランキングを活用するのが一般的であろう。その際、国内での生産量が多い順に①新潟県、②北海道、③秋田県（2017年現在）という事実に知識を利用して、そうした地域での米づくりの努力や流通・販売のくふうを学ぶ学習を経て、今後の課題を考えるという授業展開が多く見られる。こうした学習活動を通して「米づくりの現状」を学び、米の生産から消費に至る社会的事象に関わる知識・理解を豊かにすることができる。しかし、社会科ならではの見方・考え方を働かせて、社会への関わり方を選択・判断する力を育んだり、主体的に問題解決しようとする態度を養ったりすることも社会科の目標に設定されていることに鑑みれば、最新の生産量ランキングに登場する「米づくりのさかんな地域」を前提に学習が始まるのではなく、なぜその地域での生産がさかんなのかを考え合うことを大事にしたい。

第1段階としては、米の生育条件と関連させた自然条件との空間的な対応関係からとらえさせたい。稲は基本的に寒さに弱い作物であり、わが国では夏季における開花前の約2週間の最低気温が17℃以下になると花粉が奇形となりお米が実らなくなるとされているため、夏の最低気温が17℃以下の限界線を地図上に引いた資料を確認してみると、北海道内すべてが稲作地域になって

いるわけではない理由も理解しやすくなる。特に、日本で美味しいとされる粘り気や甘味のある米は、稲が実る夏の日照時間が長く、昼と夜の気温差が大きい土地で収穫できるとされており、そうした地理的条件と照合してみると社会的な見方・考え方を深めることに貢献する。また、稲の生長には大量の水を必要とするため、河川やため池との位置関係や農業用水路の開発地区との位置関係でとらえてみることで、社会的事象どうしのつながりが見えてくる。さらに、世界に視野を拡げて米の生産地域の分布を自然条件との関連から確認してみることも発展的な学習として考えられる。

第2段階としては、時代の流れの中で変化する「米づくりのさかんな地域」という視点からとらえさせたい。例えば、江戸時代や明治期における稲作地帯と、戦後の高度経済成長期以後における

稲作地域の分布は異なっている事実、かんがい設備や品種改良および輸送技術の発展にともなって生産地が拡大した事実、米づくりがさかんな地域であっても10年前、20年前と比べて耕地面積が縮小している事実など、時代の変化の中で「米づくり」を多面的・多角的にとらえていく学習が、社会的事象を複眼的にとらえる見方・考え方を鍛えることになる（表1参照）。児童の実態と授業時数の制約を踏まえながらも、社会的事象の事実関係を理解する学習にとどまらず、それを通して次世代のあり方を自分なりに考える場を社会科の授業に拓いていきたいものである。

第3段階としては、「米づくりのさかんな地域」を他の作物生産や異業種の分布という視野から相対化してとらえる見方・考え方にも気づかせたい。この観点からとらえることは、小学生の社会科学

No	都道府県	項目	1986年	1996年	2006年	2016年
1	新潟県	作付面積 (ha)	150,300	129,700	120,300	116,800
		収穫量 (t)	822,100	696,500	650,800	678,600
2	北海道	作付面積 (ha)	158,300	1,54,800	115,400	105,000
		収穫量 (t)	832,100	792,500	643,900	578,600
3	秋田県	作付面積 (ha)	114,300	105,500	94,100	87,200
		収穫量 (t)	693,800	613,000	540,100	515,400

▲表1. 都道府県別の米の作付面積と収穫量（10年ごとの経過）

（出典：e-Stat政府統計ポータルサイトより作成）

習としては取り扱いが難しいが、ビジネスとして農業生産を考えていく際には必要な見方・考え方になる。例えば、古くからの稲作の専業農家であっても、近くに新しい鉄道路線が延びて新興住宅地が広がると、稲作をやめて野菜の生産を優先する農家が登場することはめずらしくない。また、海外から輸入される安い作物に市場を奪われると、作物を切り替えたり、異業種に転職して離農したりする人々も出てくる。農業従事者が高齢化し、後継者問題も深刻な現代の日本の稲作においては、労働生産性の高い経営形態が求められるため、今後はより広大な土地で機械化を効率よく導入できるエリアが「米づくりがさかな地域」になっていく傾向にある。

このように、なぜそのエリアが「米づくりがさかな地域」であるのかという素朴な問いに対して、視点を変えて追究するだけでも多様な社会的事象とつながり合い、表面的な事実の裏側に潜在する多くの事実が浮かび上がってくる。こうした教師側の教材研究の中身をそのまま授業で解説したり、強引に方向づけたりすることは適切ではない。その一方では、児童が問題解決的に学んでいくプロセスにおいて、時間的・空間的な視点で分析し、社会的事象の相互関係をとらえていく追究の芽を摘み取らないためにも、事前の教材研究を深めておくことが肝要である。

本稿では、「米づくり」の授業場面における具体例だけしか掲載できなかったが、歴史的事象でも政治学習の単元でも、社会的事象の見方・考え方を深める視点は共通している。教師が授業設計をする際に、その単元において児童がどのような社会的な見方・考え方を働かせる可能性があるの

か、どのような見方・考え方を発揮して欲しいのかを単元構想の段階でしっかり吟味しておきたい。学習問題が児童の実態や興味・関心にマッチした「問い」として成立したとき、児童は現実社会の課題を自分の生き方と絡めて選択・判断し、社会的な見方・考え方を働かせて主体的に意思決定する学習の参加者となるのである。

次期学習指導要領における教材と指導の着眼点

— 第5学年について —

聖徳大学 ひろしまけんいちろう
廣嶋憲一郎

1 学習指導要領の内容の見直し

小学校次期学習指導要領社会科では、中央教育審議会の答申（平成28年12月、以下答申）を受け、いくつかの教育内容の見直しが行われた。この背景には、グローバル化、情報化、少子高齢化などによる社会の変化が大きく関わっている。答申では、小学校社会科の見直し改善の教育内容を以下のように示している。

- ・世界の国々との関わりへの関心を高める
- ・政治の働きへの関心を高める
- ・自然災害時における地方公共団体の働きや地域の人々の工夫・努力
- ・少子高齢化等による地域社会の変化
- ・情報化に伴う生活や産業の変化

答申の趣旨を受け、小学校第5学年の内容構成は、次のように改善された。

【平成20年版学習指導要領】

- ①我が国の国土の様子と国民生活との関連
- ②我が国の農業や水産業（食料生産）の様子と国民生活との関連
- ③我が国の工業の様子と国民生活との関連
- ④我が国の情報産業などの様子と国民生活との関連

↓

【平成29年版学習指導要領】

- ①我が国の国土の様子と国民生活
- ②我が国の農業や水産業における食料生産

- ③我が国の工業生産
- ④我が国の産業と情報との関わり
- ⑤我が国の国土の自然環境と国民生活との関わり

内容構成で見える限り、平成20年版①我が国の国土の様子と国民生活との関連の内容が、平成29年版では、①我が国の国土の様子と国民生活、⑤我が国の国土の自然環境と国民生活との関わりに分割された以外には、大きな変更点はなさそうに見える。しかし、前述した答申の趣旨を反映させるため、個々の内容には変更点が多く見られるので、「どこがどのように変わったか」を確認しながら、第5学年の教材と指導の着眼点を考えてみたい。

2 「我が国の国土の様子と国民生活」に関する教材と指導の着眼点

「我が国の国土の様子と国民生活」に関する内容については、「領土の範囲」をおおまかに理解することが示され、内容の取扱いにおいて『「領土の範囲」については、竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国固有の領土であることに触れること」とされている。

従来の教科書では、領土の範囲を地図で示し、南鳥島みなみとりしま（東端）、与那国島よなぐにじま（西端）、沖ノ鳥島おきのとりしま（南端）、択捉島えとろとう（北端）などを写真で紹介することが一般的であった。しかし、これだけでは子どもにとって、興味・関心がもてる教材にはなりにくかったものと思われる。そこで、それぞれの島の写真とともに、歴史的経過や現状、面積などを資料から読み取らせるようにしたい。例えば、沖ノ

鳥島については、コンクリートブロックで固めた北小島の写真のみでは本当の姿を理解することはできない。せめて、沖ノ鳥島は東西4.5km、南北1.7km、周囲11kmのさんご礁からなる島であり、約40万km²の排他的経済水域を有していることが読み取れるような教材提示をくふうしたい。

このことは、^{なげしま}竹島や^{せんかくしよとう}尖閣諸島、北方領土についても同様である。写真のみではなく、それぞれの島が我が国固有の領土であるとする歴史的背景や現状、面積等が読み取れる教材提示をくふうしたい。

「自然条件から見て特色ある地域」については従来と異なることはなく、我が国の地形や気候の概要と気候条件や地形条件から見て特色ある地域の人々の生活の様子を取り上げることになる。問題となるのは、地形や気候の概要や事例地の取り上げ方である。

「地形や気候の概要」は、地形と気候を別々にとらえるよりは一体としてとらえる方が、国土の自然環境が理解しやすくなる。例えば、気候条件から見て特色ある地域として取り上げられることが多い沖縄の人々の生活は、海に囲まれ日本の南方に位置するという地形条件と切り離して理解することはできない。また、地形条件から見て特色ある地域として取り上げられることの多い^{のべやま}野辺山原（長野県）の人々の生活は、高地に位置することによる気候条件と切り離して理解することはできない。このような教材の示し方によって、地形条件と気候条件を関連づけた見方・考え方ができるようになることが期待される。また、このことによって、例えば沖縄と野辺山原などの事例地を比較し、自然条件を利活用している共通点を探し

出すことができるようになる。

3 「我が国の農業や水産業における食料生産」に関する教材と指導の着眼点

「我が国の農業や水産業における食料生産」に関する内容については、これまでと大きな違いはない。ただし、内容の取扱いにおいて、「生産者や消費者の立場などから多角的に考えて、これからの農業などの発展について、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること」が新たに示されている。いわゆる、社会に見られる課題を把握し、その解決に向けて選択・判断が求められる内容である。ここでは、学習したことをもとに、生産性を高めるくふうを消費者や生産者の立場に立って多角的に考え、これからの食料生産の発展に向けて自分の考えをまとめることができるようにすることが求められる。

生産者の立場からは、例えば、農産物の生産では生産組合をつくって農作業を協働化したり、農業法人によって大規模な生産を行ったりしていること、ウェブサイトでの稲の栽培記録や農薬をまく回数などを公開し、安心して食べてもらえるようにしたり、お米からパンやせんべいなどを作ったりして、さまざまな消費者のニーズに応えたりするくふうを行っていること、漁業協同組合が中心となって、稚魚から出荷までの取り組みについて責任をもって行い、高い品質で、安定した生産・販売を行っていること、作業の効率化や品質の向上を図るためにICTが活用されるようになってきたことなどを、教材化することが考えられる。また、消費者の立場からは、安全性の確保や環境保全に対する配慮から地産地消への意識が高まっていること、

安価な農産物だけではなく、高品質の農産物を求める傾向が見られるようになってきたことなども教材化することが考えられる。

このような取り組みに対する理解をもとにして、これからの我が国の食料生産の発展について、自分の考えをまとめることができるようにしたい。

4 「我が国の工業生産」に関する教材と指導の着眼点

「我が国の工業生産」に関する内容については、我が国の工業生産の概要と工業生産に関わる人々のくふうや努力に関する内容に加え、貿易や運輸に関する内容を扱うことになる。また、食料生産と同様に、内容の取扱いにおいて、「生産者や消費者の立場などから多角的に考えて、これからの工業の発展について、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること」が新たに示された。

「工業生産の概要」では、従来の扱いに加えて、「工業製品の改良」にも着目して、工業生産が国民生活に果たす役割を考え、表現することが求められている。工業製品が改良されてきた様子を時間的な視点で見ることによって、これまで以上に工業生産の意味が理解しやすくなると考えられる。その際の教材としては、食料生産との関わりで、調理に欠かせない炊飯器や冷蔵庫などのいわゆる「台所製品」を取り上げる。また、自動車工業の導入として、昔の自動車を取り上げることも、学習を連続させるうえで効果的である。

「貿易や運輸」に関する内容では、我が国の輸出入の99.6%を占める船舶による海上輸送を中心に取り上げる。ここでは、世界地図上に表した

貿易相手国や輸出入グラフなどの教材を用いて、日本の貿易や運輸の特徴と役割を考えさせることが大切である。また、貿易や運輸と工業生産を関連づけて考えることができるようにすることも大切である。その際の教材として、実際に輸送に関わっている人のくふうや努力を取り上げる。例えば、「自動車を外国へ運んでいる船長さん」や「大型タンカーで原油を運んでいる船長さん」などの話を直接取材して、そのくふうや努力を教材化したい。

「これからの工業の発展について、自分の考えをまとめる」内容では、工業製品の生産者や消費者の立場に立って考え、選択・判断することが大切である。生産者の立場からは、大工場だけではなく、中小工場の高い技術が人々のくらしに役立つ製品を開発・生産してきたこと、日本ならではの伝統の技を生かした製品が作られていること、最先端技術で作られるロボットが、医療や介護をはじめとするさまざまな場に導入されてきたことなど、国民生活を豊かにしている工業製品や生産者の思いなどを教材化することが考えられる。また、消費者の立場からは、くらしの安全性や利便性、住みよい環境やバリアフリー化などへの願いがあることなどを教材化して、これからの我が国の工業の発展について、学んだことをもとにして自分の考えをまとめることができるようにしたい。

5 「我が国の産業と情報との関わり」に関する教材と指導の着眼点

「我が国の産業と情報との関わり」に関する内容については、これまで、「放送・新聞などの産業と国民生活とのかかわり」「情報化した社会の

様子と国民生活とのかかわり」で構成されていた内容のうち、「情報化した社会の様子と国民生活とのかかわり」の内容を、情報化に伴う生活や産業の変化を視野に入れて、「情報を生かして発展する産業」に改めた。また、この内容の取扱いについては、「販売、運輸、観光、医療、福祉などに関わる産業の中から選択して取り上げる」と示されている。

「情報を生かして発展する産業」の理解目標は、「大量の情報や情報通信技術の活用は、さまざまな産業を発展させ、国民生活を向上させていることを理解できるようにする」ことである。例えば、販売業では販売情報を収集・分析して、商品の入荷量や販売量を予測したり、インターネット上で商品の管理を行ったりすることにより、販売の効率化やサービスの向上を図っている例を取り上げ、大量の情報や情報通信技術の活用が、産業を発展させ、国民生活を向上させていることを理解できるようにする。しかし、例示された販売、運輸、観光、医療、福祉などに関わる産業での大量の情報や情報技術の活用の様子は、いずれも子どもの目からは見えにくく、理解しやすいものではない。

そこで、教材化に当たっては、比較的小子どもに身近なスーパーマーケットの販売を取り上げることが考えられる。スーパーマーケットでは、顧客のポイントカードなどから消費者のニーズなどを把握し、販売の効率化やサービスの向上を図っている例がある。また、第3学年での単元「店ではたらく人と仕事」の学習経験を生かして、販売の様子を見学したり聞き取りをしたりするなどの活動も考えられる。

なお、大量の情報（ビッグデータ）や情報通信技術を活用して産業などを発展させている例は、以前と比べて飛躍的に拡大している。来客予測によってサービス提供にかかる客の待ち時間や食品ロスなどを減らした飲食業、ＩＣタグによって商品を管理しレジを無人化している販売業、観光庁の観光プラットフォームに関するオープンデータを活用して地域の活性化に取り組んでいる観光地、事故データを分析して安全な道路管理に取り組んでいる企業や地方自治体、離れた地域間で情報を共有したり、人工知能（ＡＩ）を活用したりしてサービスの向上を図っている医療や福祉の例など、枚挙にいとまがない。今後の課題としては、このような大量の情報や情報通信技術を活用して産業の発展や国民生活の向上を図っている具体的な事例を収集し、子どもの目線に合わせて教材化することが期待される。

6 「我が国の国土の自然環境と国民生活との関連」に関する教材と指導の着眼点

「我が国の国土の自然環境と国民生活との関連」に関する内容については、「国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止」として示されていた内容が、「自然災害」と「森林資源」に分けて示された。実際の取扱いは、「国土の自然災害」「森林資源の働き」「公害の防止と生活環境」の3小単元構成となり、従来と同様である。

「国土の自然災害」については、第4学年に「自然災害から人々を守る活動」が新設されたことにとともに、第5学年では、自然災害が国土の自然条件などと関連して発生していることや、自然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県

などがさまざまな対策や事業を進めていることを、理解できるようにすることに主眼が置かれている。そのための教材としては、国土の気候や地形との関係で、日本の各地で起こっている自然災害を日本地図に位置づけ、空間的な視点から自然災害の広がりや把握できるようにする。また、自然災害は繰り返して起こっていることを理解できるようにするために、例えば、東北地方の三陸地域における地震や津波を取り上げ、年表や写真などで被害が繰り返されていることを、時間的な視点から理解できるようにする。さらに、例えば国や県が進めている地震対策や津波対策、被災地の復興まちづくり計画などを具体的に示し、これらの対策が果たしている役割を、国土の保全や国民生活との関係から考えることができるようにすることが大切である。

「森林資源の働き」については、森林の育成や保護に従事している人々のさまざまなくふうと努力により、国土の保全などの重要な役割を果たしていることを理解できるようにすることが目標である。このような学習を踏まえて、内容の取扱いで「国土の環境保全について、自分たちでできることなどを考えたり、選択・判断したりできるように配慮すること」が示された。そのための教材としては、国土における森林面積の広がりや森林資源が国土の保全に果たす役割、森林の育成や保護に関わる人々のくふうや努力などが多面的かつ具体的に把握できるものが必要である。国土の環境保全について自分たちでできることなどを考えたり、選択・判断したりできるようにするには、国土の森林の現状や課題に対する確かな認識が不可欠だからである。小さな一歩の積み重ねが、国

土の環境保全につながることを期待したいものである。

「公害の防止と生活環境」については、内容の取扱いで「大気の汚染、水質の汚濁などの中から具体的事例を選択して取り上げること」が示されている。近年、我が国の生活環境は改善の傾向にあり、我が国を訪れる外国人観光客の中には、「空気がきれいである」ことに感心する人がたくさんいるとの話がある。このようなことを話題の一つにして、例えば、過去に発生した大気汚染による公害の事例を教材として取り上げることが考えられる。実際の学習では、社会的事象の見方・考え方を働かせて、大気汚染による公害がいつごろ発生したか、どのように広がったか、どのような影響（被害）が見られたか、どのようにして改善されたか、現在はどのようになっているかなどを調べることが考えられる。

なお、ここでは、森林資源の働きと同様に、内容の取扱いで「国土の環境保全について、自分たちでできることなどを考えたり、選択・判断したりできるように配慮すること」が示されている。子どもたち自身が自分たちでできることなどを考えたり、選択・判断したりできるようにするには、これまでの公害や環境汚染の実態、公害防止や生活環境の改善に向けて努力してきた関係機関や人々の努力・協力の様子を自分事としてとらえることが必要である。ここでも、小さな一歩の積み重ねが、国土の環境保全につながることを期待したいものである。

（参考文献）

中央教育審議会答申（平成28年12月）
小学校学習指導要領解説社会編（平成29年6月）

移行措置期間中の教科書・教師用指導書の扱いにつきまして

平成30～31年度は、学習指導要領改訂に伴う移行措置があります。

この移行措置により、平成31年度の第3学年で「地域の安全を守る働き」の学習、平成30～31年度の第5学年で「我が国の領土の範囲」の学習に関わる内容の一部が追加されます。

移行措置期間中の教科書・指導書の扱いに関しましては、下表のとおりとなりますので、ご留意のうえご指導くださいますようお願い申し上げます。

移行措置を行う年度	学 年	移行措置の内容	移行措置期間中の教科書・教師用指導書の扱い
平成30年度 平成31年度	第5学年	「我が国の領土の範囲」の学習に関わる内容を一部追加	現行版の教科書（5上10～13ページ）を使って学習することができます。 参考：学習指導要領「内容の取扱い」 「領土の範囲」については、竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れること。
平成31年度	第3学年	「地域の安全を守る働き」を第3学年で学習	現行版の教師用指導書に掲載の学習指導案（『授業編』3・4下4～29, 36～37ページ『研究編』3・4下70～77, 84～88, 92ページ）をもとに、現行版の地域副読本などを使って学習することができます。 ※関連して、「地域の人々が受け継いできた文化財や年中行事」（現行版の教科書3・4上98～105, 118～119ページに当たる内容）については、学習を行わないこととなります。

※この移行措置に関連して修正した第3学年（3・4上）の「年間学習指導計画・評価規準」と「月別配当時数一覧」も弊社ウェブサイトにてご覧いただくことができます。

（教育出版編集局）



第16回

地球となかよし メッセージ 作品募集 (2018年度)

「地球となかよし」という言葉から感じたり、考えたりしたことを、
写真(またはイラスト)にメッセージをつけて表現してください。

応募者全員に
参加賞が
もらえるよ!

応募資格	小学生・中学生(数名のグループ単位での応募も可)
応募期間	2018年7月1日～9月30日 詳細は「優秀作品展示室」とあわせてホームページをご覧ください。
作品 テーマ	①身のまわりの自然が壊されている状況を見て感じたことや、自然環境 や生き物を守るための取り組み ②さまざまな人との出会いを通して、友好の輪を広げた体験、異文化交 流、国際理解に関すること ③その他、「地球となかよし」という言葉から感じたり、考えたりしたこと

- ◎主催/教育出版 ◎協賛/日本環境教育学会
- ◎後援/環境省、日本環境協会、全国小中学校環境教育研究会、毎日新聞社、毎日小学生新聞
- *協賛/後援団体は昨年実績で、継続申請中です。

応募の決まりなど詳しくはホームページを見てね

<http://www.kyoiku-shuppan.co.jp/>

教育出版

「地球となかよし」事務局 TEL 03-3238-6862 FAX 03-3238-6887
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-10

前回
入選作品



地きゆうをまもっている木

この絵は、人間が作り出したわるい空気を、木がきれいな空気にかえているところをそうぞうしてかきました。大きな木の中に、うちゅうがあり、そして、わたしたちがすむ地きゆうがあります。わるい空気は、水を多くふくませてかきました。

小学社会通信 まなびと [2018年 春号] 2018年3月31日 発行

編集：教育出版株式会社編集局
印刷：大日本印刷株式会社

発行：教育出版株式会社 代表者：伊東千尋
発行所：教育出版株式会社

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-10 電話 03-3238-6864 (内容について)
URL <http://www.kyoiku-shuppan.co.jp> 03-3238-6901 (配送について)



なかよし宣言

わたしたちをとりまく自然や社会は、科学技術の進展や国際化、情報化、高齢化などによって、今、大きく変わろうとしています。このような社会の変化の中で、人間や地球上のあらゆる命がのびのびと生きていくためには、人や自然を大切にしながら、共に生きていこうとする優しく大きな心をもつことが求められています。

わたしたちは、この理念を「地球となかよし」というコンセプトワードに込め、社会のさまざまな場面で人間の成長に貢献していきます。

- 北海道支社 〒060-0003 札幌市中央区北三条西3-1-44 ヒューリック札幌ビル 6F
TEL: 011-231-3445 FAX: 011-231-3509
- 函館営業所 〒040-0011 函館市本町6-7 函館第一ビルディング3F
TEL: 0138-51-0886 FAX: 0138-31-0198
- 東北支社 〒980-0014 仙台市青葉区本町1-14-18 ライオンズプラザ本町ビル 7F
TEL: 022-227-0391 FAX: 022-227-0395
- 中部支社 〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-40 カジウラテックスビル 5F
TEL: 052-262-0821 FAX: 052-262-0825
- 関西支社 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-6-27 ヨシカワビル 7F
TEL: 06-6261-9221 FAX: 06-6261-9401
- 中国支社 〒730-0051 広島市中区大手町3-7-2 あいおいニッセイ同和損保広島大手町ビル 5F
TEL: 082-249-6033 FAX: 082-249-6040
- 四国支社 〒790-0004 松山市大街道3-6-1 岡崎産業ビル 5F
TEL: 089-943-7193 FAX: 089-943-7134
- 九州支社 〒812-0007 福岡市博多区東比恵2-11-30 クレセント東福岡 E室
TEL: 092-433-5100 FAX: 092-433-5140
- 沖縄営業所 〒901-0155 那覇市金城3-8-9 一粒ビル 3F
TEL: 098-859-1411 FAX: 098-859-1411

本資料は、文部科学省による「教科書採択の公正確保について」に基づき、一般社団法人教科書協会が定めた「教科書発行者行動規範」のっとり、配付を許可されているものです。